

奈良県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和青垣吉野川自転車道線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
2 8 0	磯城郡川西町大字保田 四四一番一先から 磯城郡川西町大字保田 四九三番一先まで	三・一 ） 一一・八	一〇六・四	

四 供用開始年月日

令和三年四月一日